

# 鳥取縣公報

第 千 三 百 六 號

昭和十四年六月九日

金 曜 日

本書ノ大キサ圖定規格A5列

## 告 示

○鳥取縣告示第三百八十三號  
 府縣道鳥取岡山線中左ノ通其ノ路線ノ認定ヲ變更シ變更道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ本日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十四年六月九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

現 在 道 路 線	變 更 道 路 線
八頭郡河原町大字袋河原字中古川四五三ノ六番地先ヨリ同町大字袋河原字上尾敷四一八ノ一番地、同町大字河原字裏河原上分一三三番地ヲ經テ同町大字渡一木字川ノ上二二五ノ四番地先ニ至ル間	八頭郡河原町大字袋河原字中古川四五三ノ六番地先ヨリ同町大字袋河原字上古川四二一ノ七番地同町大字長瀬字下河原三二ノ一、同町大字河原字中河原屋敷七二番地、同町大字谷一木字天坪一、〇三三番地ヲ經テ同町大字渡一木字川ノ上二二五ノ四番地先ニ至ル間

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十四年六月九日

第三種郵便物認可

一

00636

鳥取縣告示第三百八十四號  
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ  
昭和十四年六月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託調査員氏名	解囑者氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
小谷 繁市	門 脇 英一	西伯郡中濱村	西伯郡中濱村役場	昭和十四年六月九日

鳥取縣告示第三百八十五號  
左記ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ  
昭和十四年六月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

養蠶實行組合名	事務所ノ所在地	解散年月日
字 波	八頭郡智頭町大字宇波六六五番地	昭和十四年五月一日

鳥取縣告示第三百八十六號  
左記ノ者負債整理委員會委員ニ任命セリ  
昭和十四年六月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
米 澤 村

00637

河上 隆雄	一二三 大次郎	梅田 覺二
新 千代藏	下 尾 廣太	加藤 直
末次 萬龜太	遠 藤 吉治	谷口 瀨三郎
片山 一郎		
神奈川 村		

鳥取縣告示第三百八十七號

左記外磯墓地ハ今回改葬整理スル事ト爲リタルニ緣故者不明ノ墓地五二基有之趣キニ付キ有縁者ハ來ル六月三十日迄ニ管理者熊本縣玉名郡荒尾町長與林長作宛申出ラレバク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十四年六月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 熊本縣玉名郡荒尾町大字大島宇南新地一、二一〇番地
- 一 右 同 一、二二二番地
- 一 熊本縣玉名郡荒尾町大字大島宇外磯 一、一七三番地
- 一 右 同 一、一七四番地
- 一 右 同 一、一七五番地

一右 同

一、一七六番地

### 公告

◇公告

鳥取市都市計畫溫泉街土地區劃整理ニ付測量又ハ檢査ノ爲左記ノ通土地立入ノ件許可セリ

昭和十四年六月九日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

一起 業者

一事業ノ種類

一立入ルベキ土地區域

一立入 期間

鳥取市 鳥取市都市計畫溫泉街土地區劃整理  
鳥取市東品治町、川外大工町、吉方  
許可ノ日ヨリ向フ二ケ年間

### 彙報

昭和十四年鳥取縣麥豫想收穫高

本縣ニ於ケル本年麥作付段別及其ノ前年トノ比較ハ

大 麥	本年作付段別 三、三六〇町一段	前年作付段別ニ比シ 五三町四段 (一分六厘) 増
小 麥	本年作付段別 三、九四二、七	前年作付段別ニ比シ 八二、三 (二分一厘) 減

00639

00638

一右 同

一、一七六番地

### 公告

◇公告

鳥取市都市計畫溫泉街土地區劃整理ニ付測量又ハ檢査ノ爲左記ノ通土地立入ノ件許可セリ

昭和十四年六月九日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

一起 業者

一事業ノ種類

一立入ルベキ土地區域

一立入 期間

鳥取市 鳥取市都市計畫溫泉街土地區劃整理  
鳥取市東品治町、川外大工町、吉方  
許可ノ日ヨリ向フ二ケ年間

### 彙報

昭和十四年鳥取縣麥豫想收穫高

本縣ニ於ケル本年麥作付段別及其ノ前年トノ比較ハ

大 麥	本年作付段別 三、三六〇町一段	前年作付段別ニ比シ 五三町四段 (一分六厘) 増
小 麥	本年作付段別 三、九四二、七	前年作付段別ニ比シ 八二、三 (二分一厘) 減

小 麥 三、〇五五、八 四二七、三 (一割六分三厘) 増  
計 〇、三五八、六 三九八、四 四分 (増)

而シテ五月二十日現在ノ豫想收穫高及其ノ前年實收高トノ比較ハ  
本年豫想收穫高 前年實收高ニ比シ

大 麥	五、八一〇石	四、一九五石 (八分八厘) 増
小 麥	五、二六八〇	七、五二三 (二割一分四厘) 増
計	一、五〇、七七〇	一三、九七五 (一割 一厘) 増

尙之ヲ前五ヶ年平均實收高ニ比スレバ

大 麥	一三、八一六石 (三割六分三厘) 増
小 麥	一五、九五四 (五割九分七厘) 増
計	三六、二七一 (三割一分七厘) 増

蓋シ本年ノ麥作ハ種播以來一月中旬頃迄氣溫概シテ低ク生育遅レタリシモ其ノ後氣候順調トナリ加フルニ病蟲害モ僅少ナリシ爲前  
記ノ如キ收穫ヲ見ルベキ豫想ナリ  
各都市別次表ノ如シ

昭和十四年麥豫想收穫高

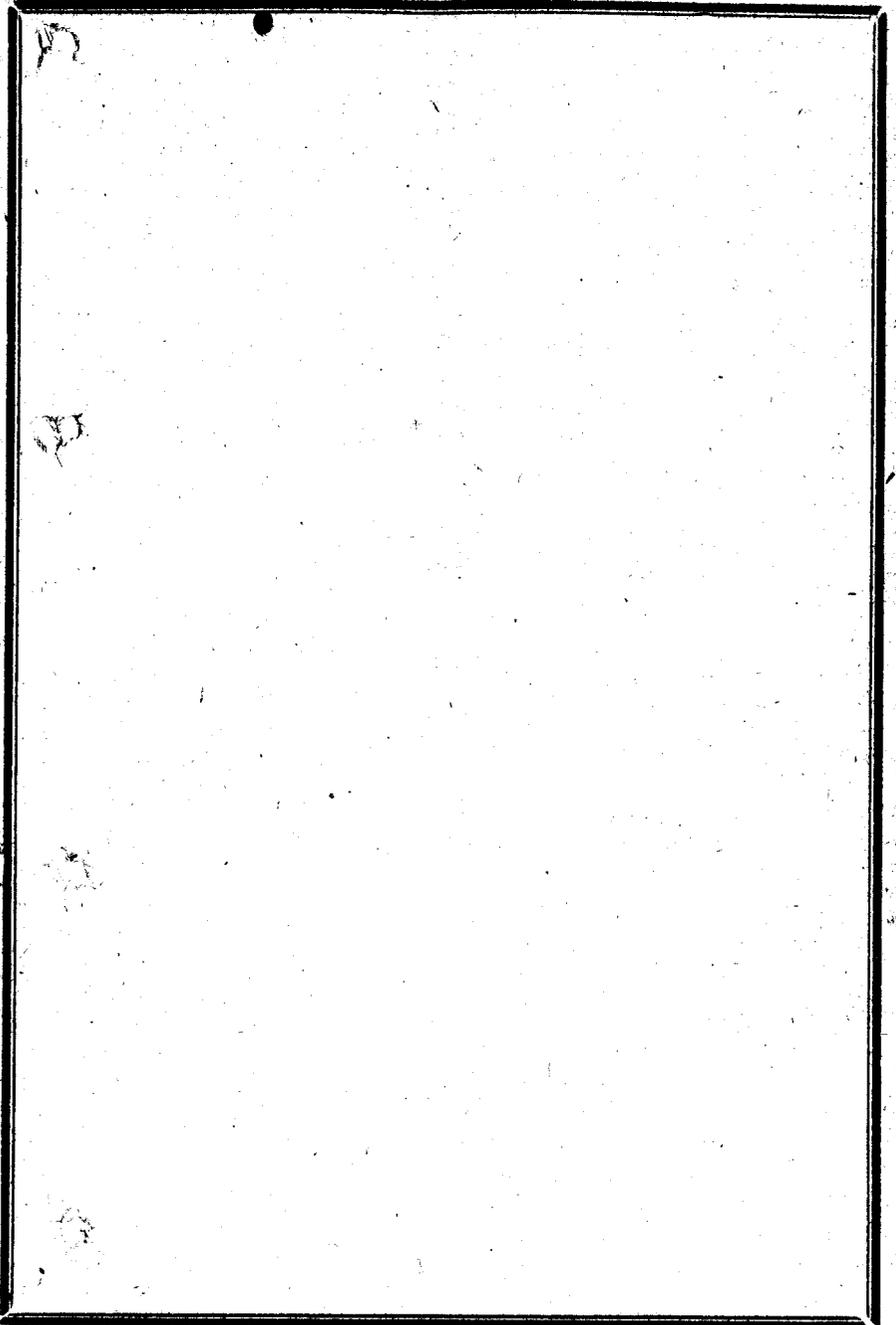
總 數	作付段別	豫想收穫高 (五月二十日現在)	増 減 (△ハ、減)
大 麥	三、三六〇町一段	五、八一〇石	△
小 麥	三、九四二、七	五、二六八〇	△
計			
	前年作付段別ニ比シ	五三町四段	△
	前年實收高ニ比シ	八二、三	△

日野郡			西伯郡			東伯郡			氣高郡		
小計	稈麥	大麥	小計	稈麥	大麥	小計	稈麥	大麥	小計	稈麥	大麥
五二七、四	一三三、六	三三八、九	二、六六、五	一、二二、六	七九四、二	二、〇二、八	一、〇一、二	一、〇九九、六	一、五〇、四	七九、八	五二八、八
七、四〇〇	一、七五、一	五、二五〇	三、〇六、八	一、八、六三三	一三、三〇六	三、〇九、〇	八、七三三	一六、三三〇	二〇、二九〇	一〇、〇七九	七、六九
△	△	△			△		△	△			△
一八、一	五、三	一、六	一五、七	一六、六	三三、六	一一、四	一五、三	三四、八	二二、四	五、三	七三、九
三〇〇	二五、一	一七	四、四七	三、五八五	八六						一、八九

八郡頭			岩美郡			米子市			鳥取市			小計
小計	稈麥	大麥	小計	稈麥	大麥	小計	稈麥	大麥	小計	稈麥	大麥	小計
一、四七、〇	一、〇七、九	三、三九、一	七、七六、五	八〇、六	四、四三、七	五、九七、七	一、六六、五	七、五、一	二、四三、六	四、三、六	一、六五、六	三、〇五、八
二〇、四九	二、二五、一	三、五五、五	一一、四七、七	一、〇四、七	六、五〇、三	三、九二、六	三、〇四、八	一、四〇、三	三、三二〇	五、七	二、一六、五	四、三六〇
	△	△					△	△		△	△	一、五〇、七〇
三、四	三三、九	一七、八	五、七、六	一〇、八	一六、一	九、九	二四、三	一一、一	八	四	一、三	四七、三
一、七四五	九四、八	三三七	一、四六、四	二七、九	四〇、一	四七、四	二〇〇	六九	四九	四	六、九	七、五三

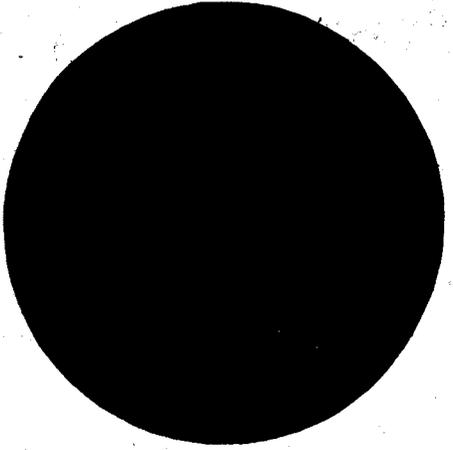
00642

鳥取縣公報 第千卅六號 昭和拾四年六月九日 (第三種郵便物認可) 八



00643

報 特 變 事



彙

報

第 七 號

舉 國 一 致

盡 忠 報 國

堅 忍 持 久

鳥取縣公報 第千卅六號 昭和拾四年六月九日 (第三種郵便物認可)

九

**目 次**

- 一 軍用資源秘密保護法の解説……………(特高課) 一頁
- 一 小學校に武道教育實施……………(學務課) 一頁
- 一 「一億一心百億貯蓄」本縣目標三千萬圓……………(學務課) 一八頁
- 一 百億貯蓄強調週問……………(同) 二二頁
- 一 小學校の農繁休業延長……………(同) 二三頁
- 一 稻の病害蟲の豫防と驅除……………(農産課) 二四頁
- 一 「米の増産は苗代から」……………(農産課) 二四頁
- 一 軍用梅干の製造技術の改善……………(規畫課) 二七頁
- 一 事變と納税の成績……………(庶務課) 二八頁
- 一 目醒めた青年の徴兵検査の結果について……………(社事兵事課) 二九頁
- 一 支那事變割引國庫債券第一回發行……………(學務課) 二九頁
- 一 御仁慈に感激・傷兵の感想文……………(社會課) 三〇頁

うせまり賣に「府政」を金のて凡



### 軍用資源秘密保護法の解説

#### (一) 資源秘密の必要

今日の戦は雷に兵力のみの戦でなくて國力の戦、特に經濟力の戦であることは云ふ迄もない従つて戦に關する秘密は所謂軍機上の秘密に止らないで國力全体の秘密、特に軍需品供給力の秘密の確保が最も大切である。即ち、從來の軍機保護法による秘密確保以外の軍需物資に關する秘密の保護が必要なのである。相手國の經濟力を詳にしてその供給を絶ち若しくは破壊してその力を劣弱ならしめつゝ自國の戦に必要な

物資を充分に生産し供給し且つその内容なり能力なりを相手國に完全に秘匿するといふことは、戦に勝つ爲の最も緊要なる方策である。然るにこの戦に必要な經濟力即ち軍用資源の生産供給能力の發展増強は、その活動の爲の必要な資料の豊富な提供といふことが肝要であり、その秘密を保護するの餘りその關係團體の活動力を制肘すると云ふやうな事になつては、かへつて目的に添はない事になるので、前に昭和十一年の議會にも總動員機密保護法案が提案されたけれども遂に通過を見るに至らなかつたものである。しかし今や、單に經濟活動の支障の爲に秘密保護を輕視するわけには行かないので、いよいよ今春議會の協賛を経て、三月二十五日を以て軍需資源秘密保護法が公布せらるゝに至つたものである。

#### (二) 外國のスパイの活躍

現在に於ける各國の諜報は極めて活潑な活動

をしてゐるし、又防諜の措置も頗る周到に實施せられてゐる。英米佛等の自由主義の國に於ても國防の爲には随分徹底した措置が講せられてゐるし、各國とも重要な施設は寫眞の撮影はもとより工場の見學等も禁止してゐる。

今や世界各國の諜報網は頗る廣汎に且つ深く張り廻され、各種の手段を盡して重要資料の蒐集に努めてゐるのであつて、商用或は貿易の爲のやうに裝ふて官廳、公共團體、會社、商工會議所等に照會を發し、又は書籍新聞によつて必要な資料を収集し、或は普通の旅行と見せかけて重要施設を外部から視察したり、住民から事情を聞き取るのは勿論、重要工場の職員又は職工等に接近してその言動とか所持品等によつて情報を得ることに努め、尙進んでは我が國の人々までも直接に利用して、その人々が無意識の中に於ても有力な資材を得る事に努めてゐるのである。

このやうに外國は各種の努力を以て情報蒐集に努めてゐるのであつて、我が國としても總動

員の爲の秘密保持については種々對策を講じてゐるのであるが、軍機保護法による軍事上の秘密と違つて總動員關係の秘密は、廣く民間に散在してゐるので國民との交渉が深く、從つて外國に漏洩する機会が多いのであるから、その秘密確保の爲には總動員に關する全體の秘密確保に關する法律の制定が極めて必要なのであるが、何分この方面全般の秘密はその範圍が甚だ廣くその影響する處も非常に大きいので、今回としては特に時局緊急の必要に鑑み取り敢へずその中の軍用資源に關するものみの秘密保護の法律が制定せられたわけである。

(三) 秘匿すべき軍用資源

本法第一條に依れば  
本法ハ國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル(軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム)人的及物的資源ニ關シ外國ニ秘スルコトヲ要スル事項ノ漏ラ防止スルヲ以テ目的トス

であつて、その秘匿すべき軍用資源については第二條に定められてゐる。その内容の概括をすれば

軍用資源に關する

- 一、生産額、生産能力
- 一、貯藏額、貯藏能力、貯藏計畫
- 一、輸入額、輸入計畫
- 一、特殊技能者其他重要なる人的資源の總數又は種類別數
- 一、鐵道の輸送能力、鐵道施設、車輛
- 一、飛行場又は其の附屬設備
- 一、船舶に於ける特殊設備
- 一、通信連絡系統及其の通信能力、通信設備

一、重要なる試験研究又は軍事上秘匿を要する發明考案

一、氣象に關する重要なる事項等であつて、これ等の判定資料たる圖書、圖表等もこれに含まれてゐる。  
これ等のものの中より、陸海軍大臣又は場合

により、主務大臣が必要に應じ命令を以て「軍用資源秘密」を指定するのである。かく「軍用資源秘密」が指定されると、陸軍大臣又は海軍大臣はこれ等のものにつき軍用資源秘密たる事が分るやうに、一定の標記を附けさせることが出来る。

(四) 秘密漏泄に對する罰則

これ等軍用資源秘密たることを指定せられたる物件に關しては、これを秘匿する爲に種々の罰則が設けられてゐる。即ち、外國若しくは外國の爲に行動するいはゆるスパイに軍用資源秘密を漏泄し、若しくは之を暴露する目的で探知し採集したる者は十年以下の懲役、軍用資源秘密を知得領有してゐる者で之を外國又は外國の爲に行動してゐる者に漏泄した者は一年以上の有期徒刑に處せられるし、これ等の未遂罪も處罰せられる。

次に、前述のやうに外國諜報は益々活潑を極

めてゐるので、その謀報網を形成するスパイ團に對しては嚴重に取り締らなければならぬから、軍用資源秘密を外國又は外國の爲に行動する者に漏泄する爲之を探知し収集し、又は漏泄する事を目的として團體を組織したるもの、又はその團體の指導者たる任務に従事した者は五年以下の懲役、その團體に加入したる者は二年以下の懲役に處することになつてゐる

尙、秘匿の措置を命ぜられた場合にその措置を怠つた時、又は管理者に於て秘匿措置を怠つてゐて、その就業者が規定に違反した場合其他種々の罰則が制定せられてゐる。

(五) 結 び

以上大体軍用資源秘密保護法について、なるべく常識的な見方を主として解説を試みたのであるが、この法律によつて保護せられる秘密は概ね支那事變發生以來取締られて來たものであり、この取締を單に法文化にて罰則を設けら

れたもので、一般國民としては特にこれが爲に大なる影響を蒙むることは無いやうである。國民としては何が軍用資源秘密であるかをよく知つてゐて、之を公にしたり外國人に漏さぬやうに注意すべきである。又兵器工場の生産額、生産能力や秘匿の措置を講せられた設備や内容に付いては、日本人であつても漏らしてはならないことになつてゐるから、この點特に注意を要する。

x x x



小學校に  
武道教育實施

武道は日本精神涵養上非常に重要であるを鑑み、本年よりこれを小學校教育に取入れることとなり、五月二十九日の官報

を以ていよ／＼その指導要目が文部省訓令として發表せられた。左にその要旨を載録する。

一、實施要項

- (一) 武道の簡易な基礎動作を行はせて精神や身體の錬成を圖り、武道精神を涵養することが本旨である。
- (二) 實施時間は概ね一週二回とし一回凡そ三十分とする。
- (三) 正科時間外に實施し、準正科として取扱ふ。
- (四) 指導者はその學校の教員に限る。
- (五) 指導は學級單位として團體的に取扱ひ、主として戶外運動場で行ふ。
- (六) 剣道は木刀又は竹刀を用ひ、防具は用ひない。柔道は柔道着を用ひない。但し高等小學校では適當な指導者、設備、用具

二、教 材

があれば本令指導教材について防具、柔道着を備ひて指導してもよい。

- (一) 劍 道
  - (1) 基本動作  
禮の仕方、提刀及帶刀、拔刀及納刀、中段の構、體の運用、刀の上下動作、正面擊、右こて打、右胴擊、左(右)面擊、突、二段擊、三段擊、連續擊、擊込み切返し
  - (2) 應用動作  
正面擊に對し左に打落面擊、正面擊に對し右に切落面擊、右胴擊に對し切落面擊
  - (3) 講 演  
講演は修身、國語、國史等の教材の内容と緊密な連絡を保ち、小學校に於ける武道實施の目的、意義並に武道精神の涵養に資すべきものを選んで隨時行ふこと。
- (二) 柔 道

- (1) 單獨動作  
禮の仕方、姿勢、体の運用、前方突、正面打、側面打、後方突、後方打、斜上打
  - (2) 相對動作  
前突、横打、摺上、打上、切下(執刀)、浮腰、背負投、釣込腰
  - (3) 講話(劍道に同じ)
- 三、指導上の注意
- (一) 指導に當りては禮を以て終始する習慣を養ふに努めること。
  - (二) 指導に當り一齊誦和を行ふ場合には御製中武道の指導上適切なものを選んで奉誦すること。
  - (三) 前掲の教材は其の綜合一貫した指導に依りて武道修練の目的を達するものであるから、劍道柔道何れにも偏しないで常に之等を併せ授けるやうに努めること。
  - (四) 教材の指導に當つては、~~は~~漸進進の方針に

- (五) 依つて既習教材を反覆練習させ、且つ武道の本質に鑑みて特に氣力の養成に努めること。
- (六) 教材の學年配當は定めてないが前掲の教材は概ね實施の順序を示してあるものであるから、各學校で適當に之を學年に配當してもよい。
- (七) 實施に當りては特に兒童身心の發達に留意し、又体操科教授と連繫を保たねばならぬ。
- (八) 服裝は特殊のものを用ひないで平素の儘の服裝とする。
- (九) 用具の始末、手入等に注意し、特に之を尊重愛護する風習の涵養に注意せねばならぬ。
- (九) 劍道指導の時は殊に左の事柄に注意すること。

- (十) 柔道の指導に當つては特に左記事項に注意すること。
- 單獨動作の指導は左右の技に習熟させると共に其の進度に應じて適宜綜合して授

けること。

相對動作の指導は各教材共に左の技を行はせるは勿論、其の進度に應じて一撃一足の間合を以て連續して行はせること。

教材の指導に當りては必要に依り豫備練習として徒手の動作を行はしめ、執刀の動作を指導するに當りては適宜擊突臺に對する擊突動作をも行はせる。

應用動作の指導に當つては各動作の習熟に努めるは勿論、進度に應じて一刀一足の間合を以て連續して行はせること、

概ね木刀の長さは總長三尺、竹刀の長さは總長三尺二寸乃至三尺四寸とすること。



### 「二億一心 百億貯蓄」

#### 本縣目標 三千萬圓

##### 一、前年度貯蓄増加状況

本縣に於ける前年度の國民貯蓄目標額は貳千萬圓であつたが、縣民の非常なる努力に依つてその貯蓄実績は遂に目標額を突破して左記の如き好成绩を以てその目的を達したのであつた。

##### 昭和十三年度中貯蓄増加額(本縣分)

金融機關貯蓄増加額	一、九二二、二〇〇圓
郵便貯金増加額	三、九七九、二七九
個人證券投資及保險料拂込等増加額	五、七一六、〇〇〇
増加額總計	一一、六一七、四七九

##### 二、本年度目標

然るに當昭和十四年度に於て政府では國債消費六十億圓、日滿支を通ずる生産力擴充資金約四十億圓が我が國內に於て消費せられる事から考へて、本年度に於て金融機關に累積すべき貯蓄額並に國債公社債に直接投資せらるべき金額として本年一年間に増加を要する國民貯蓄の額を約百億圓程度を目標とすることになつたのである。

依つて本縣に於ては前年度の成績、農産物價の傾向、各方面の増産計畫、縣民の意氣等を考慮に入れて本年度本縣貯蓄目標額を三千萬圓としたのである。

##### 三、貯蓄獎勵方策

右目標額の實行を促し、その達成を期する爲貯蓄獎勵方策として六月五日本縣國民精神總動員實行委員會に於て決定せられた貯蓄獎勵の方策は次の通りである。

### 第一

#### 貯蓄獎勵一般方策

市町村貯蓄増加目標額 三千萬圓ノ貯蓄増加ヲ計ル爲ノ一般の方策トシテ各市町村ヲシテ縣當局ト聯絡ノ上其ノ實情ニ即應シ本年度中ニ達成スベキ貯蓄額ノ目標ヲ定メシメ其ノ實現ニ努メシムルコト。

#### 二 生活ノ刷新

三千萬圓ノ目標額ニ達スル爲ニハ縣民舉ツテ極力生活ヲ緊縮シ貯蓄ヲ増加セシメザルベカラザルヲ以テ生活ノ一大刷新運動ヲ起スコト。

右ニ關シテハ婦人團體ノ協力ニ俟ツ處大ナルヲ以テ各婦人團體ヲシテ積極的ニ生活刷新運動ニ參加協力セシメ曩ニ制定シタル經濟戰對處生活刷新事項ノ徹底的實行ヲ期セシムルコト。

之ガ爲市町村婦人會、處女會、其ノ他婦人團體ノ幹部ヲ縣下數ヶ所ニ集合セシメ右實行ヲ期スルニ必要ナル方策ヲ協議セ

#### 三 地方別獎勵方策

シムルト共ニ各市町村婦人團體ニ對シ既ニ市町村ニ於テ決定セラレタル生活刷新又ハ生活改善要項ニ則ル具體的實施計畫ノ實行ヲ期スルニ必要ナル凡ユル手段ヲ講ゼシメ更ニ進ンテ生活刷新ニ關スル細部ニ互ル具體的實施計畫ヲ樹立セシメ且之ガ實行ヲ期セシムルコト。

尙戸主會、壯年團、青年團ノ協力援助ヲ求ムルコト。

農山漁村方面ニ於ケル貯蓄運動ハ大体ニ於テ順調ナリト認ムルモ時局ノ重大性ニ鑑ミ農林水産物ノ増産及價格ノ傾向ヲ考慮シ一層貯蓄ノ勵行ヲ期スルハ勿論ナルモ農山漁村方面ニ比シ都市及殷賑産業方面並ニ知識階級方面ニ於テ其ノ徹底ヲ缺クル風アルヲ以テ斯方面ニ對シテ特ニ本運動ノ主力ヲ注グコト。

四 貯蓄組合ノ普及並貯蓄組合ノ強化  
貯蓄組合ノ未設置及貯蓄組合未加入者ノ

絶無ヲ期スルハ勿論一般的ニ組合貯蓄額ノ倍加運動ヲ行フコト  
 右ト關聯シ各貯蓄組合ヲシテ其ノ實情ニ即應シ本年度中ニ達成スベキ組合貯蓄ノ目標ヲ定メシメ其ノ實現ニ努メシムルコト

地域別、職場別、貯蓄組合以外ニ於テ國債應募、債券購入等各種貯蓄組合ノ設置ヲモ獎勵スルコト

五 指導網ノ擴充

貯蓄獎勵講師ヲ囑託シ啓發指導ニ盡力セシメ貯蓄實行ノ強化ヲ圖ルコト

六 官民一致協力

貯蓄ノ實行ハ畢竟國民ノ時局認識ニ懸ルヲ以テ事變長期化ノ此ノ際國民ヲシテ一層時局認識ヲ深メシムルコト  
 コノ爲各種印刷物、ラヂオ、映畫、紙芝居ノ利用ヲ計ルハ勿論ナルモ官公署、公共團體、學校、各種團體、銀行、會社、工場、鑛山等ニ於テ率先節約ノ實ヲ示サシムルト

第二 貯蓄獎勵特殊方策

(一) 市ニ於ケル貯蓄ノ徹底

一 市及主ナル町ニ於テハ貯蓄獎勵實行委員ヲ委嘱シ各方面ニ於ケル熱心ナル適任者ヲ動員シテ貯蓄狀況ノ檢討及成績ノ向上ニ努メシムルコト

二 市ニ對スル宣傳ノ徹底ヲ期スル爲從來ヨリモ更ニ印刷物、ラヂオ、紙芝居、講演會、協議會等ヲ利用シ且大衆ニ接觸スル機會多キ業者又ハ有力ナル民間團體等ノ協力ヲ求ムルコト

(二) 一般産業方面ニ於ケル貯蓄ノ徹底

一 一般産業方面ニ於ケル貯蓄ノ實行ニハ

未ダ充分ナラザルモノアリト認メラル、ヲ以テ今後ノ運動ニ當リテハ特ニ之等及之等ノ影響ヲ受クル方面ニ力ヲ注ギ組織的且強力ニ貯蓄ノ實行ヲ求ムルコト

二 一般産業方面ノ會社、工場、鑛山等ニ對シテハ當該會社、工場鑛山等ノ貯蓄狀況ヲ個別的ニ檢討シ所得増加狀況其ノ他ヲ勘案シテ縣當局ト打合せノ上貯蓄額ヲ定メシムルコト

三 一般産業方面ニ於ケル貯蓄獎勵ノ實效ヲ舉グル爲特ニ會社、工場、鑛山ノ經營首腦部及從業者中堅幹部ノ時局下ニ於ケル貯蓄獎勵ニ關スル認識ト熱意トヲ必要トスルヲ以テ此點ニ關シ適當ナル方策ヲ講ズルコト

四 一般方面ニ對シ從業者ノ勞働能率ノ向上浪費ノ防止ヲ圖リ以テ貯蓄ノ増加ヲ圖ラシムル爲教養餘暇善用ニ付適當ナル方策ヲ講ゼシムルコト

(三) 金融機關等ノ積極的活動

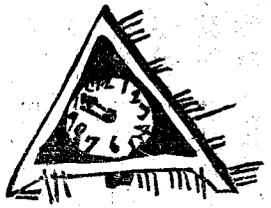
一 各種金融機關ニ對シテハ夫々目標額ヲ定メシメ一層積極的ニ國民貯蓄ノ吸收ニ當ラシメ特ニ工場地帯ニ於ケル金融機關ニ對シテハ從業者ノ貯蓄方法ニ付便宜ヲ供與セシムルコト

二 預金、貯金、無盡、生命保險、簡易保險、郵便年金等各種貯蓄方法ニ付新工夫ヲ凝スト共ニ國債、貯蓄債券、其ノ他確實ナル有價證券ノ普及ヲ計ルコト

第三 其ノ他

一 消費節約ト貯蓄ノ實行トニ背馳スルガ如キ浪費奢侈遊興等ハ勿論不急ノ消費ヲ敢テナスガ如キ者ニ對シテハ之ヲ制限スベキ適當ナル方策ヲ講ズルコト

x x x



### 百億貯蓄強調週間

自六月十五日(木)  
至六月二十一日(水)

事變は既に新なる段階に入り、武力戦と併行して大陸經營の巨歩を進めつゝあるが、今後一層巨額の資金と多量の物資を要すること言を俟たない。従つて貯蓄の強化徹底は愈々緊要となつて來たので、この際新段階に即應して、克く長期に亙る經濟戦に堪える爲の體制を整へて、新年度の目標たる百億貯蓄の達成を期すべく、來る六月十五日から同二十一日に至る一週間を「百億貯蓄強調週間」と定められた。

その實施要項は次の通りである。  
(1) 新提唱「一億一心百億貯蓄」の趣旨を徹底させること

- (2) 貯蓄組合を整備擴充し、特に般販產業方面の貯蓄組合を強化し、以て組合貯蓄倍加運動の徹底を圖り、目標額の達成に努めること、
- (3) 賞與高率貯蓄及賞與國債支給運動の趣旨徹底を圖ること、
- (4) 貯蓄の實效を擧げる爲、生活の全般に亙り檢討を加へて簡素生活の風を作り、一般物資につき極力消費の縮減に努めること、

尚縣及市町村、學校等に於ける實施要項は別に通牒せられる豫定であるが、本強調週間の實施に當りては次の事項に注意して遺憾なきを期せられたい。

- (1) 本週間の實施に當りて既往の實績に鑑み又農村方面は農繁期に際する事情に際する事情を考慮し都市に重點を置き、地方の實情に應じたる適切な實施計畫を立てること、
- (2) 官公署、學校其の他各種職場、地域團體及び貯蓄組合は、生活の刷新、消費實行に關する具體的實踐項目を決定して



### 小學校の農繁休業延長

これが勵行を期すること、  
(3) 各方面に亙り、生浜、新貯蓄實行の趣旨に反するやうな事柄を極力抑制すること、

本縣では小校學兒童をして長期戦下に於ける喫緊の要務たる重要農林水産増産計畫に参加せしめ並に事變下に於ける勞力不足の補給に當ると共に、一層兒童に對して實務體驗を重視する教育を徹底する爲、今回臨時休業(所謂農繁休業)を延長することとなり小學校令施行細則を改正して昭和十四年六月二日よ

り施行せらるることとなつた。  
即ち今年からは小學校に於ける農繁休業は従來十日以内を限り許可せられてゐたものであるが前記の理由によつて適宜一ヶ年内に於て二十日以内の休業をなし得る事となつたものであるこれが實施に當つては從來の如く概ね尋常科第四學年以上の兒童に適用して戦時下に於ける農山漁村勞力補給に當らしむると共に兒童をして家庭の職業を實習せしめ、平素學校に於て習得し難い實務體驗の教育を實施せんとするものであるから、學校に於ては充分な指導計畫を立て日常の授業以上に熱心なる指導を要することとなるわけである。

尚、農家に非ざる家庭の兒童に對しては應召家庭に勤勞奉仕する等適宜指導して、この改正の趣旨に副ふやう計畫すべきである。



### 稲の病害蟲の豫防と驅除

「米の増産は苗代から」

本年は米穀の増産を計畫的に行ひ、縣下で四萬三千石の増産を確保せねばならぬのでありまして、この増産に關しては縣下各地域別に耕種改善規程を設定し、之が實行を促してゐるのであります。「苗半作」と云ふ通り、苗を強健に仕立てることは稲作上最も大切なことでありますから、苗代の管理は十分に行はねばなりません。苗代の管理上最も必要なことは何と言つても病害蟲の防除が第一でありますから、左記により一齊に防除を勵行し生産の確保を圖りませう。

尙病害蟲の防除は共同で行ふことが効果が顯著でありますから、農事實行組合又は部落團體等を主体として共同防除を實行させよう。

#### (一) 稻熱病

苗イモチが発生するのは苗が三四寸に伸びた頃から插秧直前頃であります。被害の状況は最初苗の葉先に小圓形の褐色な斑點が現はれ、次第に擴大して終には葉先が褐色に變じ、甚しいときは全葉が枯死します。苗イモチに侵された苗を插秧すると必ず本田でも葉イモチが発生しますから苗代の豫防は最も大切です。苗イモチの發生する原因は種籾に稻熱病菌がついてゐる場合と、苗の生育中に附近の被害藁や被害籾殻等についてゐる病菌が飛散して傳染する場合とがあります。前者は種籾のフォルマリン消毒を行へば完全に豫防が出来ますが、後者の方は病菌の傳染期に殺菌剤の撒布をせねばなりません。

#### 防除法

一、藥劑及調製法

四斗式過石灰ボルドー液

硫酸銅 一〇〇匁  
生石灰 二四〇匁

水 四斗  
ボルドー液 四斗

硫酸銅と生石灰を別々に溶かして後、石灰中水のに硫酸銅液を注入して攪拌混合し、最後にボルドー液を加へ、更によく混和する

#### 一 撒布時期

一回撒布する場合 插秧十日乃至二週間前  
二回撒布する場合 插秧二十日前及十日前

#### 一 撒布量

反當六斗(坪當二合)位が適當です。

#### 一 撒布上の注意

晴天の日に細霧として丁寧に撒布すること。  
發病を認めないでも軟弱に生育したものは發生の虞れがあるから必ず豫防すること。  
其の他窒素肥料が多過ぎると發生し易いから施肥に注意し、追肥の施用を誤らぬ様にすることが肝要です。

### (二) 二化螟蟲

二化螟蟲は稻藁及株で越冬した幼蟲が四月下旬頃から蛹となり、次で蛾となつて苗代に飛んで來て苗に産卵します。蛾の發生期は大休五月上旬から七月下旬迄で、六月中下旬(六月十五日から二十五日頃迄)が發生の最盛期です。

#### 防除法

一 捕蛾採卵を行ふこと

化羽した蛾は苗代に集つて産卵するから之を捕殺すること。

卵は丁寧に採卵すること、卵は一週間位で孵化するから、孵化前に採卵せねば効果がありません。故に四五日隔て、數回行ふがよろしい。

一 喰入莖葉を摘採すること

螟蟲の喰入つた莖葉は葉が黄變して枯死するから之を摘採するがよい。

一 藥劑を撒布すること

螟蟲の蛾及卵は硫酸ニコチン八〇〇倍液を撒布すれば効果があるから蛾の最盛期(六月中旬)に一、二回撒布します。

硫酸ニコチン液の濃度及調製法

水	一	石	所定量の水に
硫酸ニコチン	一	合	石鹼を溶かし
石鹼	二〇〇	匁	之に硫酸ニコチンを加へる
散布量	坪當二—三合		

(三) 泥 負 蟲

山間部地方にのみ發生するもので成蟲で越冬し、五六月頃現はれて稻葉に産卵します。之から孵化した幼虫は稻葉を喰害するので稻は著しく生育を阻害せられます。

防 除 法

一 舟形捕蟲網を用ひて成虫及幼虫を掬ひ取る

一 藥劑散布を行ふこと

調合量	砒酸石灰	一八一—二〇匁
	大豆カゼイン	九—一〇匁
	水	一斗

砒酸石灰と大豆カゼインを布袋に入れ、所定の清水中に揉み出せばよろしい。

散布量 反當六斗乃至八斗(坪當二—三合)  
注 意 砒酸石灰は沈降し易いから散布中は液を充分攪拌すること

(四) 浮 塵 子

ツマガロヨコバイは稻葉の汁液を吸収して生育を害するばかりでなく萎縮病の病菌を媒介するから充分驅除せねばなりません。

防 除 法

反當一升乃至二升の石油を用ひて注油驅除を行ふこと

注 意 注油驅除はなるべく早朝行ふこと

驅除後は落水して新しい水と交換すること

(五) 馬 鹿 苗 病

ヲトコナへとも稱し、普通の苗よりも淡色で細長く徒長するからよく見別られます。

防 除 法

種籾を消毒して播けば防止出來ますが現に發生してゐるものは抜き取り、焼却するがよい

(六) 胡 麻 葉 枯 病

葉に褐色の胡麻粒大の斑點を生じ、苗の葉先が褐色になつて生育が不良となります。

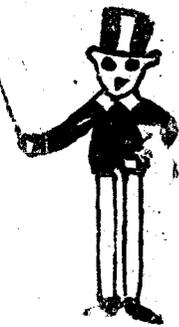
防 除 法

苗イモチと同様に石灰ボルドー液の散布を行へば防がれます。

(七) 蝗 及 螟 蛉

イナゴ、及びアラムシは砒酸石灰又は硫酸ニコチン液を散布します。

x	x	x
---	---	---



軍用梅干製造技術の改善

從來出動將士に供用する爲、各地團體の協力によつて軍用梅干の供出をしてゐるのであるが、從來供出のものは「梅漬」程度のもものが多く眞の「梅干」となつてゐない關係上種々都合の悪いことがあるので縣では適當の時期場所を選んでこれが製法の講習を行ひ、農會技術員、青年學校教員、婦人會處女會幹部、小學校家專科擔任教員を集めてこれが製造技術を傳達することゝなるから其の心組を以て受講者出席の手配を希望する。

尙本年本縣の供出割當數量は相當多量に上る

ものと思はれるから、各家庭に於ては銃後活動の一つとして梅實收穫期に於て、成るべく多量の梅干製造をして置くがよいと思はれる。



### 事變と納税の成績

納税の感念には、別に事變も平時もない理であるが、今之を事變前と現時下に

於ける、縣稅前期定期賦課の地租附加稅、特別地稅、營業稅、雜補稅、の納稅成績によりて、之を見るべきは、事變勃發以來來郷黨に於ける中堅層(勞務者)の多くは出征又は應召により、家郷には之等を除くものゝみの今日、納稅、成績は事變前のそれに比して、著しく向上を示し居り洵に喜ぶべき現象である。斯の如きは納稅者が克く時艱に堪へつゝ、如何に眞面目にその義務を果されつゝあるか窺はれるのである。今その昭和十二年度と同十四年度の納稅内完納の成績を示すと次の如くである。

郡市別	年 度	賦 課 總 額	納 期 内 完 納 額	滯 納 額	滯 納 人 員	完 納 歩 合
鳥取市	昭和十二年 十四年度	四六、三〇三三九	四〇、五六七九	五、七三五六〇	二、一五一〇	〇〇、八七六
米子市	同 同	三二、六九七五九	三〇、〇四二四八	二、六五五一〇	一、二九〇〇	〇〇、九一八
岩美郡	同 同	二九、九九五一四	二七、八〇一七八	三、一九七二九	一、二〇七八	〇〇、八六七
頭郡	同 同	二八、九四三八七	二七、八三四一八	一、一九六六九	六三七七	〇〇、九六二
同 同	同 同	四九、二二六〇一	四四、七二六四二	四、九九五二	三、七四	〇〇、九八八
同 同	同 同	二七、〇四六二五	二六、三三一六九	七、四六三	五、八七	〇〇、九七三
同 同	同 同	七二、〇二二〇七	七二、〇二二〇七	〇	〇	〇〇、九七三
同 同	同 同	四五、〇八七七	四五、〇八七七	〇	〇	〇〇、九七三

郡 市	年 度	賦 課 總 額	納 期 内 完 納 額	滯 納 額	滯 納 人 員	完 納 歩 合
高 郡	同 同	六二、二二六三	六一、一三六〇五	一、〇七五五八	一、〇七五五八	〇〇、九八二
東 伯 郡	同 同	四四、二四二〇七	三七、二一五五三	一、〇二七〇四	一、〇二七〇四	〇〇、九八一
西 伯 郡	同 同	八四、四八一〇四	八四、四二四三〇	一、〇五七九八	一、〇五七九八	〇〇、九九一
日 野 郡	同 同	三三、四九六二六	三二、六二一六三	一、九七五三三	九一一	〇〇、九九七
計	同 同	七六、七七〇五五	七六、七六五四八	一、〇一四七	一、〇一四七	〇〇、九九三
同 同	同 同	三〇、〇四七八〇	三〇、〇一四二七	三、六六五七	一、四五	〇〇、九九三
同 同	同 同	五八、七三二五〇	五八、一七六八	一、五五五二	一、五五五二	〇〇、九九三
同 同	同 同	四六、七〇〇〇	四六、七〇〇〇	〇	〇	〇〇、九九三



### 目醒めた青年の 徴兵検査の結果に就て

本縣下に於ける徴兵検査は、五月一日より東伯郡八橋徴兵検査所をトップに目下執行せられつゝあるのであるが、この時變下徴兵検査に、受檢者の全部が合格して、國防の第一線に立つといふ、縣下稀れに見る好成绩を示せる村があるのである、氣高郡大和村はこの榮譽を茲に荷へるのであるが、本村壯丁受檢者は、平素如何

に身心の錬磨と無病に努めたかは、本年の検査に當り如實に之をあらはされたので、時局下に於ける國民體育獎勵の大に鼓吹せられつゝある今日この目醒めた青年諸氏が、一段の光彩を放つたことは、他の市町村青年の、將來大に學び勵まざる所である。



### 支那事變割引國庫 債券第一回發行

政府は六月十三日を以て支那事變割引國庫債券の第一回額面一千萬圓を發行する旨、五月二十九日の官報で發表になりました。

この債券は從來の利札付國債と異り、年々の利子をつけずに復利計算で積立て、償還期に元金と一緒に償還するものであつて、額面種類十圓券、二十圓券の二種、賣出し價格は十圓券七圓、二十圓券十四圓、償還期日は昭和二十四年七月三十日です。そしてこの割引債券は前號所載の「る號支那事變國庫債券」と共に六月十三日から六月二十四日迄、全國各郵便振替貯金事務を取扱ふ郵便局で賣出しを取扱はれます。

× × ×

### 御仁慈に感激

### 傷兵の感想文



出身地 西伯那天津村大字阿賀  
陸軍歩兵軍曹 石 田 菊 見  
天皇陛下下幸遊ばさるゝの内命あつて以來、此の有難き大御心に恐懼感激今日三月十四日の來るのを、我等一同緊張裡に御待ち申上げてゐたのであります、此の日春の大空はからりと晴れ、朝日に映する霜いさゝか膚に冷たき大氣に天も地もすべてのものが清められてゐるものゝ様でありました。  
大元帥陛下に於かせられては、多摩御陵に御親遊ばされ、御還幸の途次午後一時二十分當院御着、一時三十五分より院内御閱覽遊ばされ我々傷兵の生活、病院設備等に就いて、親しく御巡覽遊ばされたのであります。此の深き御思召こそ、畏れ多きことながら我々傷兵の上に、注ぎ給ふ大御心の如何に深きかを拜し奉りて、御尊姿を拜し奉りし時に唯々無量の感慨に涙に咽んだのであります、我等一代の光榮たる是に過ぐるものなきは勿論であります。

我々今次事變に御召しを受けたのであります、が、與へられた命に副はず中々にして歸還してゐるのであります、そして我々の上にさへ陛下に於かせられては大御心をそゝがせ給ひ、特に今日の榮ある日を御與へ下されたのであります、これを思ふ時我々の胸中には一入新たなる感涙に咽ぶのでありますと同時に何等御鴻恩に報ゆることなくして傷兵となりたるものが残念であり今一度彼の戦場に 陛下の赤子として此の身命を捧げ盡し度いものと考へずにはゐられません、現在の我が身に於てそれは不可能なことかも知れないのであります、されば此處に我々は残された重任を自覺すべきであります、過去を想起し、現在の自己を知り、將來を考へて見るなれば我々の爲すべき覺悟は自ら定まりこれこそ大御心に應へ奉ることの一大方針ともなるのでありますまいか、今日此の一代の光榮に浴し、恐懼感激の涙に咽び將來に對する自覺を得たのであります、此の感激を我々は終生心に銘じて傷兵としての名譽を向上即ち持場々

々の職務に就て、熱心に人の表意に出で社會生活に汚點なきしめるならば、大御心に嘔々奉り且つ安んじ奉ることであると思ふのであります、感激措く能はざる今日の榮ある行幸を仰ぎ奉りて、赤子たるの本分を盡すべく一入心に銘じて第二の奉公に邁進すべく強く誓つて己まないのであります。

出身地 氣高郡日置谷村大字養郷  
陸軍歩兵上等兵 津 村 重 信

長くも 天皇陛下には多摩御陵御親拜の途次本院に行幸あらせられ、親しく院内の特殊治療を天覽の光榮を賜りました、陛下には常に傷兵の上に大御心を垂れさせ給ひ、曩には御内帛金を賜り今又本院に玉歩を進めさせられ、神々しき龍顏咫尺の光榮に恐懼感激しました次第であります、此の有難き思召に浴する傷兵は己一人の光榮のみならず、一家一門の無上の誇りとし永久に記念し、大御心に副ひ奉らなければなり

ません、想ふに大命を奉じて干城に在するの名譽を得、一死君國に報ずるの信念に燃え參戦したるも、聖戰の央にして不幸傷瘡の爲其の使命を果し得ず慚愧の極みなり、然しながら身に傷瘡を蒙りたりと雖も尙活動の餘力あり、昔も今も變らぬ精神力即ち三千年來一貫したる、傳統的の義勇奉公の熱血を以つて一意専心、再起御奉公を期してゐるのであります。

今や舉國非常の秋聖壽の萬歳を壽ぎ奉ると共に限りなき光榮と感激とを體し自肅自戒以て修養に努め速に治療を完成し事變の最後まで目的に邁進し宸襟を安んじ奉るの覺悟であります。

出身地 岩美郡蒲生村大字鳥越

陸軍歩兵上等兵 山 本 福 美

畏くも 天皇陛下に於かせられましては吾々傷兵に御軫念遊ばされ給ひ、御政務御多端の折柄當院に、行幸の佳き日を拜し奉り廊下に玉歩を印し給ひ、民草の吾々に御釋を語り、院内を天覽遊ばされ天機殊の外麗しく、吾々傷兵齊

しく恐懼感激、感涙に咽んだのであります、此の有難き大御心は終生忘るゝことなく、無上の光榮と存する次第であります、吾々は非常時局に幸ひ生を享け正義の聖戰に參加し、中途戦傷のため療養の身となりしも御仁慈の大御心此の上なく、此の皇恩に報ひ奉るべく一意専心療養に努め、再び國防第一線に立ち又平時に在りては、忠良なる臣民として、皇威の發揚と國家の繁榮に碎身の努力を發揮し君國の爲に、奉公の實を擧げる様努力する覺悟であります。

六月七日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 週報第百三十八號掲載内容
- 外務省ノ状況
- 支那事變國債の常議—國際時事解説—
- 香港貿易の變遷
- 寫眞週報第六十八號掲載内容
- 聖戰下再び海軍記念日を述ぶ
- 新興トルコ
- 新開拓訓練所
- 鐵道開拓訓練所
- 職業戰線事變
- 海外通信
- 街の子供に田舎の見本
- 讀者のカメラ

(企畫院)  
(陸軍省情報部)  
(大藏省理財局)  
(外務省情報部)

十四年六月九日印刷  
十四年六月九日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
鳥取縣鳥取市東町